悪質商法にだまされない!!

2025年 カレンダー



1・2月	3・4月	5・6月	7・8月	9・10月	11・12月
なりすまし・かたり電話	架空請求	通信販売トラブル	預貯金詐欺	点検商法	利殖商法

佐伯市消費生活センター　☎22-3221（相談専用ダイヤル）午前8時30分～午後5時
（土日・祝日・年末年始を除く）

なりすまし・かたり電話



説 明

市役所や税務署、年金事務所、大手企業などをかたり、悪質・巧妙な手口でお金をだまし取ろうとします。

最近では、市役所の職員を名乗り、「保険料や税金の還付がある」などと言い、ATMへ誘導し、携帯電話で指示してお金をだまし取る**「還付金詐欺」**が急増しています。鵜呑みにせず、相手が名乗った機関の電話番号を調べて相談しましょう。

還付金詐欺のだまし文句

医療費が戻ります！
臨時の給付金が支給されます！
今すぐATMへ行ってください！

だまされないポイント



1 あわてない、動揺しない

- 市役所などの公共機関がATMを操作させて還付することは**絶対にありません。**あわてず相手にしないですぐに電話を切りましょう。

2 確認する

- 必ず市役所などの公共機関に確認しましょう。

3 相談する

- 事実確認が難しい場合は、消費生活センターに相談しましょう。

令和7年
2025 1
JANUARY

2024 令和6年 DECEMBER 12

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

佐伯市消費生活センター

相談専用ダイヤル ☎22-3221

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

2025 令和7年 MARCH 3

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

令和7年
2025 2
FEBRUARY

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1 元日	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 成人の日	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 建国記念の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 天皇誕生日	24 振替休日	25	26	27	28	

架空請求（サイト利用料未納メール）



説 明

パソコンや携帯電話などへのメールで、**契約や利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」**。「動画サイトの利用料が未納」などの名目で、「訴訟を起こす」「法的措置をとる」などと不安をあおり、お金をだまし取ろうとします。「期日までに連絡するように」「心当たりがない場合は連絡を」と記載された番号に連絡させる手口が多く見られますが、**絶対に連絡してはいけません。**最近では、はがきによる架空請求も増えているので注意しましょう。

架空請求のだまし文句

動画サイトの料金が未納になっています！
市役所ですが、税金が未納です！
期限までに支払わないと法的措置をとります！



だまされない ポイント

1 あわてない

- 急かされたり不安をあおられたりしても惑わされず、冷静に対応しましょう。

2 覚えのない請求には、返信しない！

- 相手が知っているのはメールアドレスや住所だけです。それ以上の個人情報を与えないことが重要です。決して関わらないようにしましょう。
- いつも利用している会社の名前であっても安易に信用せず、公式のホームページやお問い合わせ先を確認し、同様の詐欺がないか確認しましょう。

3 不安に感じたら、まず相談！

- 身のまわりの人や、消費生活センターに相談しましょう。

令和7年
2025 3
MARCH

2025 令和7年 FEBRUARY 2

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

佐伯市消費生活センター

相談専用ダイヤル ☎22-3221

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

2025 令和7年 MAY 5

			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和7年
2025 4
APRIL

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20 春分の日	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29 昭和の日	30			

通信販売トラブル



トラブルにあわないために

ネット通販では、申し込み前に**「最終確認画面」**をよく確認することが重要です。また、**広告や最終確認画面をスクリーンショットやスクリーンムービーを撮り**、いつでも**振り返れるように記録しておく**ことで、解約ができる場合もありますので、必ず記録を残しておくようにしましょう。

説 明

SNSで、「お試し500円！」「いつでも解約可能」と広告が表示され、1回だけ、いつでも解約できると思って契約したところ、定期購入になっていたという相談が多く寄せられています。通信販売では、クーリング・オフがありません。値段や広告の印象にとらわれず、**注文前に契約内容や返品条件などをよく確認して注文**しましょう。

「最終確認画面」チェックリスト



- ☑ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☑ 継続期間や購入回数が決められていませんか？
- ☑ 総額はいくらですか？
- ☑ 解約の際の連絡手段（会社名、連絡先など）を確認しましたか？
- ☑ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」等を確認しましたか？
- ☑ お届け予定日を確認しましたか？

広告では定期購入が条件になることをうたっていなくても、最終確認画面に定期購入が条件になることが記載されている場合もあるので、内容をよく理解した上で注文するようにしましょう。

令和7年
2025 5 MAY

2025 令和7年 4 APRIL

	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

佐伯市消費生活センター

相談専用ダイヤル ☎22-3221

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

2025 令和7年 7 JULY

	1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和7年
2025 6 JUNE

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
				1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					



預貯金詐欺

説 明

電話で市役所や税務署の職員などと名乗り、「医療費などの払い戻しがある」「あなたの口座が不正に利用されている」などと言って、キャッシュカードの確認や取替の必要があるなどの口実で自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る詐欺です。**キャッシュカードの確認・取替が必要だと信じ込ませた上**で、その後、銀行協会等を名乗る犯人から電話があり、**「キャッシュカードを取りに行く」「手続きのため暗証番号を教えてほしい」などと情報を要求してきます。**

だまされないポイント



1 まずは疑う

- 電話で「お金」「金融機関口座」「キャッシュカード」の話が出たら、詐欺を疑う。
- 一人で判断せずに、必ず家族や知人、消費生活センター、警察などに相談する。

2 金融機関の情報は、「絶対に他人に教えない！渡さない！」を徹底する

- **金融機関の口座番号、暗証番号、キャッシュカードなどは、絶対に他人に教えない！渡さない！**
- 目の前でキャッシュカードを切られたことで安心していても、少しの切り込みならカードは使用できます。

令和7年
2025 7
JULY

2025 令和7年 6
JUNE

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

佐伯市消費生活センター
相談専用ダイヤル ☎22-3221
受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

2025 令和7年 9
SEPTEMBER

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和7年
2025 8
AUGUST

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 海の日	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 山の日	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

点検商法



説 明

「この地域を回っている」「**無料で点検する**」などと訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、高額な商品やサービスを契約させる手口です。**台風や地震発生後の災害時**の混乱につけこんで契約を急がせる場合もあるので十分注意しましょう。また、「保険申請の代行を行う」と言って、代行の手数料を請求されたり、「災害が原因でない箇所も保険適用になる」と言って、うその理由で保険金請求させ、知らない間に詐欺に加担させられたりする場合もあります。「保険が使える」と言われたらご自身でご加入の「損害保険会社」か「損害保険代理店」へまず相談しましょう。

だまされない ポイント



1 業者を家に入れない

- 「無料」や「点検だけ」という言葉につられてはいけません。
- 一度契約すると次々と別の契約を迫られることもあります。安易に業者を家に入れないようにしましょう。

2 あわてず、確認！

- 契約を急がせる業者は要注意。点検結果を鵜呑みにせず、別の業者からも見積もりを取りましょう。
- 「今だけ」「あなただけ」値引きするなどと言われても、その場で契約してはいけません。いったん帰ってもらい、必要ない場合は、きっぱり断る事が大切です。
- 公共機関を名乗ってきたときは、部署名・氏名を聞き、その場では契約せずに後でその機関に確認しましょう。

3 相談する

- 点検商法は、専門的な内容が多く、本当に必要かどうかその場では分からないことがほとんどです。契約する前に、家族や信頼できる周囲の人、消費生活センターに相談しましょう。

＊ 契約をやめたいとき ＊

①**クーリング・オフ**　契約書面を受け取った日を含め8日以内であれば、クーリング・オフができます（巻末「消費者の味方！【クーリング・オフ制度】」参照）。詳しくは、消費生活センターにご相談ください。

②**クーリング・オフ期間が過ぎてしまったら**　業者の虚偽の説明や、契約させるために威圧して困惑させるような行為、帰ってほしいのに居座られたなどの不適切な勧誘があった場合は、解約できることもあります。
契約に納得がいかないときは、諦めずに消費生活センターにご相談ください。

令和7年
2025 9
SEPTEMBER

2025 令和7年 AUGUST 8

					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

佐伯市消費生活センター
相談専用ダイヤル ☎22-3221
受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

2025 令和7年 NOVEMBER 11

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

令和7年
2025 10
OCTOBER

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 敬老の日	16	17	18	19	20
21	22	23 秋分の日	24	25	26	27
28	29	30				

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 スポーツの日	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

利殖商法



利殖商法のだまし文句

必ず儲かります！元本保証します！
あなただけに特別に紹介します！
投資に詳しい著名人による無料の投資セミナーです！

説 明

利殖商法とは、手持ちのお金を増やしたいという利殖願望につけ込んで、未公開株、社債、ファンド、外国通貨等の取引を装って「絶対に損はしない」「必ず儲かります」「元本は保証します」などといって勧誘し、**購入金額や出資金をだまし取る商法**です。

だまされないポイント



1 「必ず」「確実」はウソです

- 将来における変動が不確実な事項について確実であると告げ、消費者が誤認や困惑して結んだ契約は消費者契約法により取り消すことができます。
- そもそも、将来における不確定要素を断定することは不可能です。ウソだと考え、契約するつもりがなければきっぱりと断りましょう。

2 投資にはリスクがあることを理解しましょう

- 投資にはリスクがつきものです。よく理解できていない金融商品は絶対に契約しないようにしましょう。

3 SNSをきっかけとした金融商品・サービスは特に注意しましょう

- SNS広告などで「著名人が投資のノウハウを教える」などと勧誘し、投資名目で振込をしたものの、「追加料金を支払わないと出金できないと言われた」「相手と連絡がとれなくなった」などといった被害が多くなっています。SNSやサイト上のやり取りとなるため、被害にあったと思った時には連絡が全くとれなくなり、最終的にお金が返ってこず、泣き寝入りすることになります。

令和7年
2025 11
NOVEMBER

2025 令和7年 OCTOBER 10

		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

佐伯市消費生活センター

相談専用ダイヤル ☎22-3221

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

2026 令和8年 JANUARY 1

			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和7年
2025 12
DECEMBER

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3 文化の日	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	26	27	28	29
30						

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

消費者の味方！【クーリング・オフ制度】

クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売などで契約をした場合でも、一定期間は消費者が**無条件で契約を解除できる**制度です。(※一部商品を除き、原則として商品を使用していても可能です。)

クーリング・オフすると…

1 支払い済みの代金は全額返金されます。
2 損害賠償金や違約金など、一切支払う必要はありません。
3 手元にある商品は、販売業者の負担で、返品できます。



主なクーリング・オフ期間

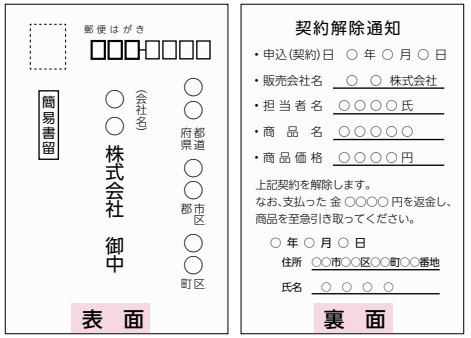
取引内容	適用対象	期間(※1)
訪問販売	自宅への訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに呼び出して販売)など。	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話による契約。	
特定継続的役務提供	エステ・美容医療・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの継続的契約。店舗での契約を含む。	
訪問購入	店舗以外の場所(自宅への訪問等)で、商品の買い取りを行うもの。	
連鎖販売取引	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売(マルチ商法、ネットワークビジネスともいう)。店舗での契約を含む。	20日間
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」などと言って勧誘し、その仕事に必要であるとして、商品等を購入させ、金銭的負担をさせる取引(内職商法)。店舗での契約を含む。	

※1・・・期間の計算には、法定書面受領日を初日に算入。また、消印が期間内であれば有効。

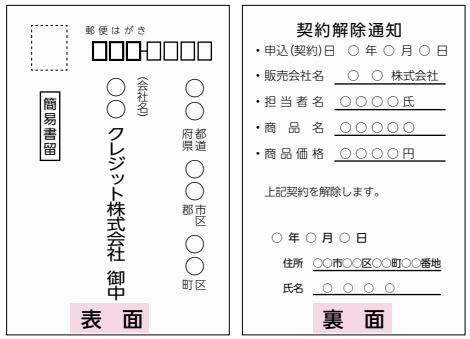
クーリング・オフの流れ

1 書面(はがきの作成)

販売会社あて



信販会社(クレジット会社)あて



2 コピーをとりましょう。(表・裏とも)

3 郵便局の窓口から、**簡易書留**で発送しましょう。

＊「クーリング・オフ」用のはがきは、消費生活センターまたは各振興局にも設置しています。

クーリング・オフができない場合

以下の場合などは、期間内でもクーリング・オフができません。

1. 自分からお店に行き商品を購入した場合や通信販売（※2）などの場合
2. 契約した商品等がクーリング・オフになじまない場合（乗用車など）
3. 消耗品（化粧品、健康食品、洗剤など）の使用・消費した部分
4. 総額3,000円未満の商品等を現金取引した場合

※2・・・通信販売の広告に返品特約が明記されていない場合は、一定期間は解約や返品ができます。

＊クーリング・オフの期間が過ぎた場合でも、契約が無効になったり取り消しができる場合がありますので、ご相談ください。

困ったときは、「消費生活センター」にご相談ください！

消費生活センターとは



消費生活センターは、地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関です。

例えば、「悪質な訪問販売で、商品を購入させられた」「クリーニングのトラブルがうまく解決しない」「子どもがおもちゃでケガをした」といった商品やサービスに関する苦情や、事業者とのトラブルについての相談、消費生活に関する問合せなどに応じています。相談は専門の消費生活相談員が、公平な立場で受け付け、問題解決のための助言や各種情報の提供を行います。また、必要に応じてあっせん等を行うこともあります。

相談業務のほかにパンフレットや資料の発行、講座の開催などの普及啓発活動や、商品テストなども行っています。

佐伯市にもあります！ 佐伯市消費生活センター

相談専用ダイヤルへ　**受付時間：午前8時30分～午後5時**（土日・祝日・年末年始を除く）

☎22-3221

＊ 相談は市内在住の方が対象です。
＊ 消費者の方からの相談が対象です。
＊ 相談は無料・秘密厳守です。（匿名でもOK！）

市外にいるときなど、電話番号が分からなくても大丈夫！ 消費者ホットライン

☎188（いやや！）

居住地の消費生活センターなど、消費生活に関する身近な相談窓口を案内する全国共通の３桁の電話番号です。
土日・祝日（10時～16時）も相談できます。



困ったときは
ひとりで悩まず
お気軽にご相談
ください！



困った時の相談窓口

1 佐伯市消費生活センター(佐伯市役所内)	☎22-3221
2 消費者ホットライン	☎188
3 大分県消費生活・男女共同参画プラザ《 アイネス 》	☎097-534-0999
4 佐伯警察署、佐伯市防犯協会	☎22-2131、☎24-8205
5 法テラス大分	☎0570-078363
6 警察総合相談	☎#9110

